

【年少射撃資格の認定のための講習会のお知らせ】

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催します。

記

- 1 開催年月日
令和6年3月25日（月）午前9時から午後4時までの間
- 2 開催場所
秋田市山王四丁目1番3号 秋田県警察本部第二庁舎1階 聴聞室
- 3 講習科目及び講習時間数
空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法について、4時間の講習を実施します。
- 4 受講定員
5人（定員になり次第、締め切ります。）
- 5 受講対象者
秋田県内に住居を有し、年齢が18歳未満で年少射撃資格の認定を受けようとする方
- 6 受講申込み
 - (1) 受付場所
住所地を管轄する県内の各警察署
 - (2) 受付期間
令和6年3月1日（金）から同月15日（金）までの午前9時から午後4時までの間（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）
 - (3) 必要書類
 - ア 受講申込書 1通
（受付場所で交付しますが、秋田県警察ホームページからダウンロードすることもできます。）
 - イ 写真 1枚
（提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- 7 講習手数料
9,800円（受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付してください。）
- 8 その他
 - (1) 年少射撃資格の認定を受けることができるのは、10歳以上18歳未満の方となります。
 - (2) 講習終了後、考査を行い、その課程を修了したと認められる方に対し、講習修了証明書を交付します。

問合せ先：秋田県警察本部生活安全部
生活安全企画課営業支援指導係
電話018-863-1111（内線3053～3055）
又は県内の各警察署生活安全課生活安全係